

高度被ばく医療支援センターの新規指定に向けた確認

令和5年2月1日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国立大学法人福井大学（以下、「福井大学」という。）を高度被ばく医療支援センター¹に新規に指定するに当たり、指定要件に適合しているか確認を行うことのできる承について諮るものである。

2. 経緯

現在、高度被ばく医療支援センターは全国で5機関が指定されている（原子力災害医療・総合支援センター²は4機関が指定されている）ところ、令和3年度第41回原子力規制委員会（令和3年10月27日）において、地域によっては高度被ばく医療支援センターの整備の強化を図る必要があるとの指摘をいただいた。

原子力発電所が複数立地している福井県を含む北陸地域については、現在指定されているいずれの高度被ばく医療支援センターからも離れていることから、従来から整備されている原子力災害医療体制に加え、高度専門的な医療提供体制や、それを可能とする人材育成体制の充実・強化が早急に必要であると考えられる。

上記を踏まえ、原子力規制庁では、北陸地域において高度被ばく医療支援センターの役割を担える機関を検討し、いくつかの機関に打診したところ、福井大学が指定に向けた準備を行う意向があるとの確認が得られた。

3. 指定要件確認に向けた対応方針

福井大学が「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日全部改正）のうちの高度被ばく医療支援センターに係る指定要件に適合しているかについて、原子力規制庁が書類及び現地調査により確認を行うことについて了承いただきたい。

¹ 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5機関が指定されている。

² 現時点で、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4機関が指定されている。

なお、福井大学は、高度被ばく医療支援センターに係る指定要件の1つ³であるホールボディカウンタ及び甲状腺モニタを現時点で所有しておらず、今後これらを整備する意向を示している。同大学は、これらを整備するまでの当面の間は、近隣の原子力災害拠点病院である福井県立病院が所有するホールボディカウンタ及び甲状腺モニタの利用に関する連携協定を締結し、適切な対応を行う意向と聞いている。

4. 今後の予定

原子力規制庁による確認の後、令和5年3月上旬に福井大学の高度被ばく医療センター新規指定について原子力規制委員会に諮ることとしたい。

<資料一覧>

- 参考1 「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」（令和4年4月6日全部改正）抜粋
- 参考2 令和3年度第41回原子力規制委員会（令和3年10月27日）議事録抜粋

³ 4 高度被ばく医療支援センター（2）施設、設備等 ②設備、備品等 A) 内部被ばくの詳細な線量評価、測定に必要な体外計測機器及び資機材を有すること。